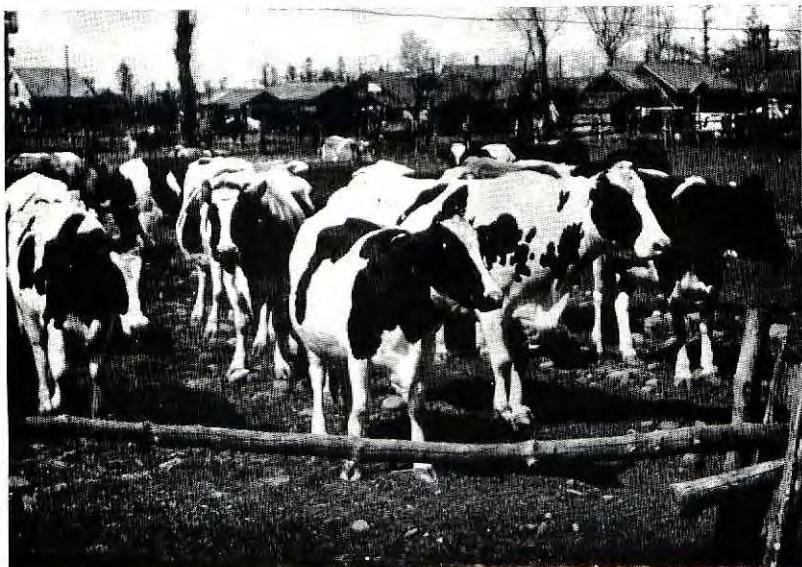


# 北海道議會時報

第9卷第6号

昭和32年6月



北海道議會事務局

## 一 第6号 目次

### 議会の動き

### 雑録

常任委員会.....一  
特別委員会.....一五

総合開発調査特別委員会

議員の請負人等になることの禁止

地方自治法第九十二条の二の適用解釈について

議長が請願の紹介議員となることについて

### 会合

### 図書室だより

全国都道府県議會議長会.....一六

北海道東北六県議会事務局長会.....一六

北海道東北六県議會議長会.....一六

九都道府県議會議長会.....一七

### 五月のメモ

表紙写真

牧場

北海道議会事務局撮影

一般議事

議會の事

① まず岩田委員（自民）より、昨年度要求した道警所有の自動車に関する資料が、まだ提示されていないことについて質疑、道警本部総務部長より答弁、ついで道内警察事情視察について諮り、異議なくそのことに決定、次に視察日程について諮り、堀（社）岩田（自民）各委員より、視察力所及び視察日程の順序変更について意見があり、異議なくその意見のよう口程を変更、派遣委員を次のとおり決定した。

第一班（道南方面）

派遣期間 六月三日より六日まで四日間

派遣委員 嘴里副委員長（自民）及び松尾（自民）大久保（自民）堀（社）河野（社）各委員

第二班（道東方面）

派遣期間 六月十七日より二十三日まで一週間

派遣委員 小島（社）山内（社）高田（社）児玉（自民）岩田

（自民）各委員

② 次に地方税法の改正に伴う道税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに関連してその内容の一部変更について税務課長より説明があり、山内（社）堀（社）各委員より、専決処分の乱用是方について質疑及び意見があり、税務課長より答弁があつた。

常任委員会

総務委員会

○五月二十四日 午前十一時四十分、第一委員室において開議、午後一時散会、委員長事故のため副委員長 麻里悌三（自民）  
請願、陳情の審査

請願

○第一四二号 騒音防止条例制定の件

陳情

○第六七四号 美唄警察署廻新築の件

（採択）

厚生委員会

（不採択）

なお請願第四百十六号遠軽警察署廻移転実現の件については、本委員会において現地調査することになつてるので結論を保留。

○五月九日 午前十一時十七分、第三委員室において開議、午後零時四十九分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

- ① 井口委員（社）より、保健所運営経費国庫補助金引上げに関する中央折衝の経過について配付の報告書によつて報告があり、ついで衛生部長よりこの問題の今後の見通しについて説明を聴取の後村本委員（社）より、従来どんなところに困難性があつて解決がつかないでいるのか、この問題に対する他府県の動勢等について質疑があり、委員長及び井口委員（社）より応答、衛生部長より答弁。次に委員長より、今回上京の帰途道南地方における人身売買問題について各町村の協議会に出席したが、委員会決定前の用務であるから事後承認を求める旨を述べ異議なくこれを了承。
- ② 民生部長より、アジア善隣国民運動の推進について中央における最近の動き及び道の方針について説明を聴取の後、井口委員（社）より、国民運動のすすめ方についての基本方針及び具体的方針、黄色の羽根が来ているのかどうか等について、村本委員（社）より、本運動を起す根本的な理由、本運動の推進については慎重なる配慮を要する点等について、塚田委員（社）より、分担金については各市町村とも財政難である折から充分なる注意を要する点について質疑及び要望があり、民生部長より答弁。
- ③ 民生部長より、中共地区引揚者の受入れについて状況説明を聴取の後、委員長より、ソ連地区よりの引揚時期は何時頃はつきりするのかとの質疑があり社会課長より答弁。次に本件については後日更に委員会を開いて協議することとし、中共地区引揚者出迎えのための委員派遣について諸り、異議なく派遣することに決定。ついで中共地区引揚者の出迎えについては山元委員を派遣することとし、ソ連地区については後日決定することとした。
- ④ 民生部長より、厚生年金還元融資による病院の設置に関する道のその後の状況について説明を聴取の後、井口委員（社）より、本件

に対する衛生部の見解について、塚田副委員長（社）より、理事者側は努力したいとのことであるから議会側としても実現に協力していくことにいたしたい旨、村本委員（社）より、病院設置の場所の問題について質疑及び意見があり、衛生部長より答弁の後この件を実現させるよう努力することに決した。

#### ⑤ 道内厚生施設状況の視察について諸り、次のとおり決定した。

- 第一班（旭川、名寄、美深、稚内方面）  
派遣期間 五月十三日より五月十八日まで六日間  
派遣委員 委員長及び塚田副委員長（社）山元（自民）村本（社）各委員

#### 第二班（岩見沢、夕張、美唄、砂川、上砂川、歌志内、滝川方面）

- 派遣期間 五月二十日より五月二十五日まで六日間  
派遣委員 委員長及び塚田副委員長（社）井口（社）徳中（自

- 民）太田（社）塩田（社）宮本（協ク）各委員  
⑥ 民生部長より五月十七日から十九日までの三日間東京都において全国社会福祉大会が開催されるが、この際に民生委員四十周年記念が行われる予定であるとの報告があつた。

### ○五月二十九日 午前十一時二分、第三委員室において開議、午後零時

#### 十三分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

#### 一般議事

- ① 道内厚生施設状況の視察経過に関し、塚田副委員長（社）より第一班（道北方面）について、委員長より第二班（道央方面）について、それぞれ配付の報告書によつて報告、次に委員長より、旭川市における国策バルプ及び合同酒精の両工場より放出される廃液処理の問題、レントゲン反応により手及び足に傷害を受けている稚内及び夕張保健所の所長に対する善処の問題、美深町国の子寮に対する四

## 商工労働委員会

月分措置費未着の問題について意見があつた後環境衛生課長より廃液処理の問題について説明を聴取。ついで塚田副委員長(社)より、廃液処理問題については道が単独でやらずあらゆる面との協力により完全なる資料のもとに処置されたい旨、また井川委員(自民)より、この問題については水産関係もいれる様にしてほしい旨、村本委員(社)より、本件に関するデーターはできているのがどうか、廃液を利用して肥料にする点等について質疑及び意見があり、医務薬事課長、衛生部長より答弁の後、委員長より、本件については種々問題も多いので農務及び水産両委員会とも充分相談して善処したい旨を述べた。次に太田委員(社)より、稚内及び夕張保健所長のレンゲン反応による傷害の具体的状況と治療費の問題について質疑があり、医務薬事課長、衛生部長より答弁。

(2) 山元委員(自民)より、第十六次中共地区引揚者出迎え(舞鶴)の経過について報告。次に社会課次長よりソ連地区よりの引揚について現況説明を聴取の後舞鶴に出迎えたため、委員二名を派遣することを諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は中山(自民)、塙田(社)両委員に決定、ついで村本委員(社)より、中共地区引揚者のうち一時帰国者については六ヶ月間とのことであるが、引き続き日本に留りたい場合は許可されるのかどうかについて質疑があり、山元委員(自民)より応答があつた。

(3) 請願第四百十七号刑務所出所者に対する道立厚生施設の設置及び既施設強化の件については本日委員会散会後直ちに現地調査を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

(4) 札幌市内における厚生関係施設を視察することについて諮り、異議なくそのことに決し、明日午前十時より視察することとした。

### 請願、陳情の審査

#### 請願

○第五四〇五号 道費による機械貸与制度復活の件 (採択)

○第六七六号 信用組合に対する資金源増強措置の件 (採択)

○第六七七号 遠軽地方労働会館建築費に対し道費助成の件 (採択)

○第六七八号 鉄路空港建設負担金援助の件 (採択)

○第六七九号 信用組合に対する資金源増強措置の件 (採択)

○第六八一号 道南馬鈴薯輸送難緩和措置の件 (採択)

○第六八二号 日雇労働者の賃金確保措置の件 (採択)

○第六八三号 道外移出牛馬に対する運賃割引制度設定の件 (採択)

○第六八四号 石油資源開発株式会社に対する政府出資方要望の件 (採択)

○第七一二号 函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件 (採択)

○第七一三号 青函航送貨物輸送難打開対策の件 (採択)

○第七三三号 北海道賦税信用組合設立認可の件 (保留)

○第七三三号 陳情第六八二号のうち当委員会に関係ある部分について職業安定 (採択)

○五月十六日 午前十一時四十七分、第二委員室において開議、午後一時二十八分散会、委員長事故のため副委員長 森川 清 (社)

課次長より説明を聴取、ついで副委員長及び大島（自民）伊藤（作）（自民）新川（社）橋本（清）（社）舟木（社）各委員より、失対者の適格者条件の撤廃問題、失対者の月平均稼働日数の現況、冬期加給金増額の問題等について質疑及び意見があり、職業安定課次長より答弁の後本件には民生部関係も含まれてるので保留と決定。

② 陳情第七二三号について新川委員（社）より、先に要望したにもかかわらず現在までのところ滞貨処理は何ら進展をみないが、手遅れにならないよう早急に対策を立ててもらいたい旨の要望がありあわせてその結果の報告方を要求した。

③ 工業課長より、請願第二八五号天北開発株式会社に対し出資の件は取下げ願を出させた旨を聴取。

#### 一般議事

① 副委員長より、北海道労働金庫に対し政府資金導入に関する件、北海道本州間補助航路（船舶）に関する件、日ソ通商協定締結に関する件等についての中央折衝報告があつた。なおその際自動車競技法の改正問題についても陳情した旨報告があつた。

② 副委員長より、五月八日開催の北海道開発審議会治水電力小委員会へ資源課長と出席したが、その際電源開発株式会社が北海道電力株式会社との間ににおける糠平電気の売電契約更新期に当り売電価格の変更を申入れたことにからみ北海道の電力料金地域差の問題について検討され、次回に結論を出して通産省に陳情することになる様である旨の報告があり、ついで資源課長より本問題に対する道の方針について説明を聴取の後、橋本（清）（社）山本（自民）道下（協）各委員より本問題のすめ方について、意見があり、結局商工部で作成中の資料を次回の開発審議会に提出する前に当委員会に提出して検討することに決した。

③ 道内調査について語り、六月上旬に道東道北の二班に分れて行う

こととし、日程等については滞貨対策問題及び電力料金地域差問題もあるので六月四日頃委員会を開き検討することとした。  
④ 五月二十一日來道予定の日ソ親善使節団のパーティ懇談会には伊藤（作）（自民）新川（社）両委員が参加と決定。

#### 農務委員会

○五月九日 午前十一時十四分、第二委員室において開議、午後零時四十分散会、委員長 朝日 昇（協ク）

請願、陳情の審査

請

願

○第四〇六号 小農經營安定施策としての中びな貸付制度新設の件

（探）

（採）

陳 情

○第三四六号 模範電化村育成に対する助成金交付方の件

（不採択）

○第六一四号 余剩米対策の早急実施要望の件

（不採択）

○第六五五号 十勝管内における寒地農業確立の件

（採 択）

○第六六〇号 とうもろこし一代雜種乾燥工場復旧の件

（保 留）

○第六六七号 農業共済制度の発展育成対策の件

（採 択）

○第六九八号 乳牛経済検定事業拡充強化対策の件

（採 抠）

○第六九九号 農業改良普及事業強化の件

（採 抠）

○第七〇〇号 牛の乳房炎防除並びに乳質改善事業実施の件

（採 抠）

○第七三五号 豆類価格安定対策の件

(採 択)

○五月三十日 午後一時二十分、第三委員室において開議、午後二時四

○農業試験場整備強化関係の請願第百六十六号、第二百二十九号、

十分散会、委員長 朝日 昇（協ク）

請願、陳情の審査

① 農業試験場整備強化関係の請願第百六十六号、第二百二十九号、第三百六十五号、第四百十九号、第四百二十二号、陳情第六百四十五号、第六百五十四号、第六百六十一号を一括議題とし、農政課長より説明を聴取の後橋本（正）委員（社）より、試験場の整備拡充については再編成する必要があるので資料を作つてほしい旨の要請があり、農政課長より答弁。ついでこれら八案件をいづれも保留にすることを諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 寒地農業確立対策の件。

農政課長より、寒地農業確立対策のその後の経過について説明を聴取の後橋本（正）委員（社）より、寒冷地農業調査協議会の調査範囲及び委員に内地人が多いことに関連して米作地帯に畑作を作るような考え方を出される危険性並びに負債整理見送りの危険性がある点について、吉田委員（自民）より、寒地農業振興対策と負債整理対策との比較重要度に対する当委員会の見方は平等であり、ただ時期と方法の問題が残されている旨について質疑及び意見があり、農政課長より答弁。

② 寒地農業確立対策の件について総合開発委員と合同折衝をするため委員を派遣することを諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は西島（自民）増田（社）橋本（正）（社）各委員とし、派遣期間は五月十二日より五月十八日までの七日間に決定。

③ 農政課長より、春耕期における営農と生活に関する農家実態調査及び五月一日現在の農作業状況について説明を聴取。

④ 委員会終了後豊平町所在の道家畜人工授精所の視察を行うこととした。

⑤ 新任の農業試験場長の就任挨拶があつた。

① 農業改良課長より、五月十五日現在における作況状況及び今後の予想について説明を聴取。

② 増田委員（社）より、寒地農業確立対策に関する中央折衝の経過について配付の報告書により報告を行つた。

③ 農業改良課長より、(1)農業技術普及の効率化を図るため促進要綱を定めこれが農業技術普及連絡協議会を設けた旨、(2)寒地農業機械化事業の一環として国有ホイールトラクターが本道に二十八セツト貸付が内定した旨及び貸付料引下げの中央折衝に際し協力方について説明及び要請があつた後、堀野委員（社）より、農業技術普及連絡協議会は活動を始めているのか及びその活動が活潑化した場合における改良普及員の活動との競合の有無、協議会の役員の選出方法及び予算措置の状況に関連して運営資金の問題、道が部内に持つてゐるこの種団体の数（農務部が関係している協会、研究会、協議会等の名称、構成員、代表者、予算等について一覧表を次期委員会までに提出方要求があり、）について、橋本（正）委員（社）より、協議会事務局の設置場所及び討議により決めた事項の効力、協議会に関する支庁、町村に対する指示状況、技術員を持たない農業会議が協議会に参加している点等について、笠井副委員長（社）より、協議会

が活動を開始した時期について、吉田委員（自民）より、改良普及員と町村技術員の指導に喰い違ひがあつて困るようないかについて質疑及び意見があり、農業改良課長より答弁。

④ 畜産課長より、(1)畜産公社設置の経過、(2)寒冷地農業対策の一環として導入される家畜の頭数及びこの取扱いの点、(3)高度集約酪農地域の本年度指定の件、(4)ジャージ牛導入の状況等について、農政課次長より、(1)寒地農業促進連絡協議会結成の件、(2)三十二年度新農村建設事業補助金額及び対象町村、(3)トラクター貸付料の件、(4)配給米減少の件、(5)農業協同組合再建整備法及び災害補償法の改正点等について説明及び中央折衝に関する協力方要請があつた後、橋本（正）委員（社）より、歩作査定の問題、負債整理資金の利率等について質疑があり、農政課長より答弁。

⑤ 寒地農業確立対策の一環としての心土耕混層耕機械及び畑作営農用国有機械貸付料の軽減並びに高度集約酪農地域指定等について中央折衝のため委員を派遣することを諸り、異議なくそのことに決定、派遣委員は委員長及び堀野（社）吉田（自民）各委員、派遣期間は六月二日より六月八日までの七日間に決した。

⑥ 道内農業事情の視察については六月下旬に行うこととした。

## 建設委員会

○五月二十七日

午後一時四十二分、第一委員室において開議、午後二時三十八分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

一般議事

① 本多委員（自民）より、過年度災害復旧工事に対する国庫負担金の早期交付方に関する中央折衝の経過及び結果について報告があつた後これを了承することについて諸り、異議なく報告を了承。

② 雪寒道路法に基く道路交通確保五ヵ年計画について土木部次長よ

り説明を聴取の後、糸川委員（社）より、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令案における補助率の引上げ折衝の問題について、秋山副委員長（協ク）より、積雪寒冷地域道路事業の対象となる日交通量の基準、補助対象となつているものについて国費道、地方費道（道道）その他のバランス状況、本問題に関する内地府県の実情調査等について、委員長より、来道中の南条建設大臣の話では日交通量基準は七十台位になるらしい旨、児見山委員（社）より、道内バス路線一万杆のうち補助対象として取上げている路線量について、宮津委員（自民）より、日交通量基準引下げの折衝問題について意見及び質疑があり、土木部次長より答弁の後、冬期道路確保対策のため上京折衝することについて諸り、異議なくそのことに決定、要請項目については事務当局において検討することとし派遣委員については委員長に一任することに決した。

③ 委員長より、さきに衆議院において青函嶺い道促進決議がなされたので関係方面に対し御礼の意味を兼ね更に促進方について岩田総合開発特別委員長より申し入れがあつたので特別委員会と合同して委員を派遣することになつたので、本委員会としては正副委員長を派遣することにしたいと諸り、異議なくそのことに決定、派遣期日は三日開催の総合開発特別委員会において決定する予定。

④ 道内土木事情視察について、昭和三十年以来現在までの未視察地である石狩、胆振両支庁管内を視察することとし、日程について諸り、異議なくそのことに決定、視察期間は六月十日より六月十四日までの五日間と決定。

⑤ 請願、陳情の審査については都合により次回に持ち越すことに決

定。

⑥ 本日聽取した陳情は次のとおり。

- (1) 知内村玄の子泊、小谷石間海岸道路着工の件  
(2) 知内村元町涌元間海岸侵蝕防止施設着工の件

知内村長

## 一般議事

- ① 農地開拓部長より、開拓営農振興臨時措置法について、総務課長より、土地改良法改正の要点について説明を聽取。  
② 開拓不振地区等の調査を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は道東地区（五月二十七日より六月二日まで）に委員長及び岡林（社）堀田（自民）大石（社）津川（社）林（自民）泉谷（自民）各委員、道南地区（六月三日より六月十日まで）に蒔田（自民）堀田（自民）坂下（社）林（自民）岡林（社）津川（社）各委員と決定。

- ③ 農地開拓部長より、支庁における耕地課新設に伴う機構改革について説明を聽取。

## 農地開拓委員会

- 五月十六日 午後一時三十分、第一委員室において開議、午後三時五分散会、委員長 宮北三七郎（社）

### 付託案件の審査

開拓林野両行政の調整に関する件について。

農地開拓部長より本件に関する説明を聽取の後、大石委員（社）より、北海道における林野開拓行政調整に関する覚書については農地局、林野庁、農地開拓部、林務部の四者間で完全に話合いがついているのかどうか及び本覚書の第四項に関しては覚書のみで差支えないのかどうかについて、堀田委員（自民）より、林務、農地開拓両部による合同調査の実施、伐採調整の問題等について、津川委員（社）より、土地利用区分の計画樹立について、坂下委員（社）より、開拓行政のあり方の検討について、岡林委員（社）より、両行政の調整に関する農地局、林野庁間の話合いの結論が出る事期について質疑及び意見があり、農地開拓部長、農地課次長よりそれぞれ答弁、ついで委員長より、本問題は小委員会において審議してもらうことにについて諮り、異議なくそのことに決定。

## 小委員会

- 五月十六日 午後三時三十二分、議長室において林野開拓両行政の調整に関する合同小委員会を開議、午後三時四十三分散会、小委員長 蒔田余吉（自民）

- ① 小委員長の互選については、岡林委員（社）より、指名推選の方法により蒔田委員（自民）を小委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ② 蒔田小委員長より、本問題の検討については両部の話合いが固てこなれば意味がないと思うので、暫らく時期をみたいたい旨を述べ、ついで二瓶委員（協ク）より、本委員会のすすめ方について意見があつた後、暫く状況を見て適当な時期に再び本小委員会を開くこととして散会。

## 水産委員会

○五月六日

午後三時二十四分、第一委員室において開議、午後五時九分散会、委員長 時田政次郎（社）

### 付託案件の審査

#### 中型機船底曳網漁業禁止区域改訂の件について。

高橋（源）（自民）より、本件は重要問題であるので審議には慎重を期してほしい旨について、井野委員（社）より、禁止区域改訂の陳情の中に含まれていてる種々の矛盾点を挙り下げるとともに、資源培養、漁村経済の建直し及び底曳漁業が資源枯渇に拍車を加えていることにからむ底曳の遠洋転出等の本道漁業発展策を成果の挙がる様慎重に進めてほしい旨の意見があつた後、沖野委員（自民）より、本件に対する小委員会の報告文中「底曳の遠洋転出にかかる新漁場の形成、採算制、禁止区域改訂（道）案実施の場合底曳側より見た操業面積及び漁獲量の減少推定量、道案の基本的考え方が一方的且つ内容についても不撤底」云々と述べられているがこれら諸点に対する部長の見解について質疑があり、水産部長より答弁、ついで阿部委員（自民）より、底曳転換等に関連して道東エトロフ海域における盛漁期間は僅少であること及び道案による禁止線の引き方も画一的であること等の点より更に検討のため継続調査とされたい旨について、川村委員（社）より、本委員会の判断資料とするため公聴会を持つこと及び本件の結論を慎重且つ早期に出すこと（沖野委員（自民）より同様意見があつた）等について、高橋（源）（自民）委員より、業者等と話合う機会をもつこと（各海区における底曳関連業者に及ぼす経済的影響に関する資料の提出要求があつた）について意見があつた後、意見調整のため午後四時五十分一旦休憩（休憩中協

議の結果次期委員会でなるべく結論を出すこと及び開催日時は委員長に一任とする。にしんこん獲問題についての上京委員は委員長及び川端副委員長（自民）川村委員（社）とし、期間は五月九日より同十五日までの七日間とするとした。午後五時八分再開後本件はなお慎重を期するため継続審査とすることとし、次期委員会開催日は追つて委員長より通知することとした。

### 一般議事

#### ① 中型機船底曳網漁業によるにしんこん獲問題について。

水産部長より、にしんこん獲問題に対する中央及び道内のその後の動きについて説明を聴取、阿部委員（自民）より、本問題の今後の処理に当り道は底曳側と話し合いをすすめて行く考え方かどうか、本問題に対し本委員会としてるべき態度、沿岸底曳両業者間における対立調整の問題等について、井野委員（社）より、本問題に対し本委員会としてるべき態度及び今後の処理方策等について、沖野委員（自民）より、現行制限措置を撤廃した場合における漁場秩序保持の問題等について質疑及び意見があり、水産部長、漁業調整課長より答弁、ついで本問題については本年は現行通り規制措置を統ることを委員会の決定とする旨を諮り、異議なくそのことに決定、次に本決定事項の中央折衝について諮り、異議なくそのことに決し、折衝委員及び時期等については委員長に一任と決定。

#### ② 本日聴取した陳情は次のとおり。

##### (1) 底曳船による鰯こん獲反対について

##### (2) 共同漁業権の拡大について

##### (3) 共同漁業権内におけるホツケ網漁業（特例）の制限について

紋別地区沿岸漁民代表

釧路底曳業者代表

(6) (5)	同	右	留萌底曳業者代表
(7)	底曳漁業禁止区域改訂（道）案の実施賛成について	古平町 助役	
(8)	底曳漁業禁止区域改訂（道）案の一部修正（神威岬より苦前に結ぶ線）及び夜間操業の禁止について	余市商工会議所会頭	
(9)	同 右	積丹町 長	
(10)	同 右	余市町 助役	
(11)	同 右	石狩協同組合長	
(12)	底曳漁業禁止区域改訂（道）案の一部修正（太平洋西海区の禁止区域を尻矢岬と襟裳岬とを結ぶ線に拡張）について	積丹沿岸漁民代表	
(13)	同 右	胆振沿岸漁民代表	
(14)	底曳漁業禁止区域改訂（道）案の一部修正（太平洋西海区の禁止区域を地球岬より襟裳岬を結ぶ線に拡張）について	長万部協同組合長	
(15)	底曳漁業禁止区域を戦前線に復帰方について	日高沿岸漁民代表	

○五月十七日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後六時散会、委員長 時田政次郎（社）

余市沿岸漁民代表

#### 付託案件の審査

中型機船底曳網漁業禁止区域改訂の件について。

水産部長、漁業調整課長より、北海道中型機船底曳網漁業総合対策案及び底曳網漁業の現況について説明を聴取。高橋（源）委員（自民）より、本件は重要問題であるのでさきの委員会の際要求した底曳関連業者に及ぼす経済的影響に関する資料の提出があるまで休会

とすること及び委員長より本資料の早急提出の要求をしてほしい旨の発言があり、これに対し委員長より、資料要求については後刻調査の上返答したいまた休会の件については委員長に一任願いたいと述べられた後、井野委員（社）より発言もあつて審議日程について協議するため、午後一時十二分一旦休憩（休憩中陳情聴取）、午後二時五十分再開、議事を変更して川村委員（社）より、にしんこん獲問題及び十トン未満鮭鱒流網漁業問題についての中央折衝報告があり午後三時休憩（休憩中委員会運営について協議）、午後三時十八分再開後午前中の水産部長並びに漁業調整課長の説明に対する質疑に入るごととし、井野委員（社）より、日高、胆振、渡島管内における禁止区域の線は襟裳岬海上二十海里と青森県尻矢岬とを結ぶ線に拡張すべきであるとの三支庁の意見に対する部長の見解、本道の底曳海区を理念的に一海区として割切つて考えているかどうか、底曳船の大型化について道の具体的助成策、トン数緩和措置について全ぼうを察知できるようなものを直ちに提出できるかどうか、根廻地別関連加工施設、貯蔵施設、輸送対策等の計画の問題、沿岸小手線に対する抜本的対策の問題、漁村における部落教育に対する見解、取締船建造費確保の見通し等について、高橋（源）委員（自民）より、本案修正意思の有無に関連して石狩湾における改訂線の修正問題、本案の委員会に対する提示時期と議会軽視の問題、本案実施により底曳関連業者に及ぼす影響の問題並びに対策、底曳の北洋転出について企業採算及び安全操業についての見解、資源維持の問題に対する部長の見解等について、阿部委員（自民）より、道の本案提示の方法は妥当性を欠き且つ沿岸底曳両漁業に対する見方は公平を欠く点、本案修正意思の有無、底曳の北洋開拓は漁撈、気象条件、國際情勢等の諸問題よりみて採算制は疑問であるので本計画は無理ではないか、底曳禁止区域改訂線の引き方の問題等について、川村委員（社）より、底曳漁業の魚族資源維持に及ぼす影響に対する見解、禁止区

域改訂線を引くに当りその基本的考え方及び太平洋西部海域における線の引き方の問題、本州漁船の中部千島海域への進出と本道水産

行政の問題、底曳関連業者に対する施策の問題等について、松平委員（自民）より、明日の委員会における花村技師の出席方について質疑、意見及び要求があり、水産部長、漁業調整課長、水産課長より答弁、ついで松平委員（自民）より、昭和十二年、同十五年、同十九年における禁止区域改訂の経過とその趣旨について、沖野委員（自民）より、本案に昭和二十八年計画の沿岸振興対策を折込んだ理由、本案中において底曳船の大型促進計画としてトン数標準を六十分にしている根拠、底曳の従たる根拠地の具体的な計画、禁止区域線が共同漁業権の中に入つてきている所については底曳沿岸漁業者間で操業協定ができると考えるかどうか、本案中に結氷地帯の流水時ににおける操業不能のマイナス面に対して考慮されているかどうか、昭和二十八年と現在の小樽在籍底曳船の隻数、先年小樽底曳船の稚内根拠地移動問題が起きた際稚内が反対した理由等について質疑及び意見があつた後、委員長より、沖野委員（自民）の質疑及び阿部（自民）高橋（源）（自民）松平（自民）各委員の質疑に対し答弁保留となつて分について明日部長の答弁を求めるにいたしたい旨を述べ、ついで明日は午前十時間議し、質疑の続行を行うこととした。

### 一般議事

本日聽取した陳情は次のとおり。

(1) 底曳禁止区域の現行線存続方について

全道底曳業者大會長

稚内、釧路底曳関連業者代表

留萌底曳業者代表

(4) (3) (2) 同 同 右  
同 同 右

### 底曳禁止区域改訂（道）案の実施賛成について

全道沿岸漁民代表

底曳禁止区域改訂（道）案の一部修正（宗谷管内における底曳

禁止区域を毛がにの共同漁業権まで拡大）及び稼働船数の増加

防止措置について 宗谷沿岸漁民代表

底曳禁止区域改訂（道）案の一一部修正（利尻、礼文両島周辺十海里を禁止区域に）について 利尻、礼文両島沿岸漁民代表

底曳禁止区域改訂（道）案の一一部修正（太平洋西部海域禁止区域を襟裳岬より青森県尻矢岬を結ぶ線に拡張）について

豊浦町長

渡島沿岸漁民代表

胆振沿岸漁民代表

日高沿岸漁民代表

底曳禁止区域改訂（道）案のより一層の拡大修正について

漁民同盟書記長

(6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)

同 右

同 右

○五月十八日 午前十一時五十六分、第一委員室において開議、午後四時五十七分散会、委員長 時田政次郎（社）

### 付託案件の審査

中型機船底曳網漁業禁止区域改訂の件について。

昨日の委員会の質疑に対し答弁保留となつて、いた分について水産部長より答弁、ついで阿部委員（自民）より、本案修正意思の有無、本案における禁止区域改訂線の引き方は機械的画一的である点、禁止ラインを現行五海里を七海里にしてもこの二海里の海域が機船底曳でなければ操業できない海区が出る問題、底曳漁業の北洋転換に際し業者が受けける採算等の危険負担の面及びエトロフ海域の底曳漁業におけるマイナス面に対し道が充分考慮してやる必要が

ある点等について、高橋（源）委員（自民）より、底曳閑連業者対策、本案修正意思の有無等について質疑及び意見があり、水産部長、漁業調整課長より答弁、午後一時五分一旦休憩、午後二時二十五分再開、水産部長より休憩前の高橋（源）委員（自民）の底曳閑連業者対策に関する質疑に対し補足答弁があり、高橋（源）委員（自民）より、福祉北海道確立のため総合施策を望む旨の要請があつた後沖野委員（自民）より、結氷、流水地帯における漁業対策、底曳の從たる根拠地指定の問題等について、岡田委員（社）より、底曳漁業を中心とした企業と考へる根拠、理事者の本案に対する基本的考え方の是非及び北洋開発問題の解決前に禁止区域拡大実施は困難である点、本案に対する漁民の反響を如何に捕えているか、大多数の禁止区域線が共同漁業権の内に入つてきている理由等について質疑及び意見があり、水産部長及び漁業調整課長より答弁、ついで高橋（源）委員（自民）より、岡田委員（社）の質疑に対し北洋開発が本案の主たる条件ではないとの水産部長の答弁に関連して三月下旬発表の北洋開発要綱におけるA・B・C各海域の収容能力及び日本海、オホーツク海、道南太平洋各海域におけるすけそ、ほつけ資源の調査結果、底曳漁業の主たる転換先等について、松平委員（自民）より、日本水、日魯、報田水産等大手会社の本道入会船の数とこれが阻止の問題について質疑があり、水産部長、水産課長より答弁の後川村委員（社）より、本委員会は中型機船底曳網漁業禁止区域改訂案件について付託以来今日まで資料として提出された道案を中心慎重に検討を重ねてきたが、理事者との間に長時間にわたり質疑を続けた結果この程度で質疑を打切り委員会の結論を出す段階に入るべきであり従つて質疑打切りの動議を提出する旨を述べ、賛成あつて動議成立、ついで本動議を譲り異議なくそのことに決定、次に井野委員（社）より、本委員会に付託されている中型機船底曳網漁業禁止区域改訂の件については、本委員会の調査結果を次の通り議会に報告

すべしとの動議を提出、（中型機船底曳網漁業禁止区域改訂については既に各位の御手許に配付の昭和三十二年北海道中型機船底曳網漁業総合対策案として水産部から提出されている資料中六頁乃至八頁に記載してある③中型機船底曳網漁業禁止区域改訂案中七頁の二七の改正内容を「北海道白糠郡尺別川口中央から幌泉郡襟裳岬灯台の正南十五海里の点以内」同じく二八、二九の改正内容をあわせて「北海道幌泉郡襟裳岬灯台の正南十五海里の点と青森県下北郡尻矢岬とを結ぶ線以内」に改め、その他はすべて水産部案の改正内容と同じく改正を行うべきである。賛成あつて動議成立、ついで本動議を議題とすることにした後午後三時五十三分一旦休憩、午後四時五十分再開、岡部委員（自民）より、禁止区域改訂問題についての井野委員（社）の動議に対し検討の時間をほしいので、本件に対する討論採決については明後二十日にして本日の議事はこの程度にしてほしい旨の発言があり、これを諮りたるに異議なくそのことに決定。ついで井野委員（社）より、本件の結論に対しては党としては綿密な検討のもとになされ政策的にも打ち出されている、今直ちに結論を出すことについて固執しないが、二十日には結論を導き出せるよう自民党側の考慮を得たい旨の発言があつた後、明後二十日の委員会は午前十時に開議することとした。

### ○五月二十日 午後八時三十二分、第一委員室において開議、午後九時

散会、委員長 時田政次郎（社）

#### 一般議事

委員会運営について協議のため午後八時三十三分一旦休憩、午後八時五十九分再開後中型機船底曳網漁業禁止区域改訂問題については明後二十二日午後一時に委員会を再開の上検討することとした。

○五月二十二日 午後六時四分、第一委員室において開議、午後六時四

十分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

中型機船底曳網漁業禁止区域改訂の件について。

井野委員（社）より、十八日の本委員会において提出の動議中「各位のお手許に配付の昭和三十二年北海道中型機船底曳網漁業総合対策案として水産部から提出された資料中六頁乃至八頁に記載してある③中型機船底曳網漁業禁止区域改正中七頁の二七の改正内容を「北海道白糠郡尺別川口中央から幌泉郡襟裳岬灯台の正南十五海里の点以内」同じく二八、二九の改正内容をあわせて「北海道幌泉郡襟裳岬灯台の正南十五海里の点と青森県下北郡尻矢岬とを結ぶ線以内」に改める」との水産部提出資料の修正点を削除訂正し、資料の通り禁止区域を改正することに動議を訂正いたしたい旨の申し出があつて、ついでこの申し出を承認することを諮り、異議なくそのことに決定、次に井野委員（社）提出の動議を議題とし通告の順に討論に入り、高橋（源）委員（自民）より、(1)総合対策案の提案態度は議会軽視の感があり且つその内容を細部的に検討すると極めて不徹底のものが見受けられる、また本案は底曳業者を「持てる者」と考えた一方的な施策であり、この実施により底曳関連業者に重大な影響のあることを認めながらその対策に配慮が払われず、これら関連業者にかかる資料要求に対しても拒否の態度をとつたことははなはだ遺憾である、(2)底曳漁業が資源枯渇に拍車を加えているとの見解に立つているが科学資料等よりみて根拠が稀薄であり疑義がある、(3)底曳沿岸の競合については全道三万数千戸の漁家全部が各海域において競合摩擦をきたしているかの如き表現を行つてあるが關係のあるのは極く一部であり底曳関連業者の人数と比較するとき疑義を有する、(4)底曳漁業を企業と認めながらこれが転換対策について不徹底

であり、新漁場開拓に当つてもその漁場形成、採算制、安全操業等に對して充分考慮が払われず種々不安がある、又先般來本件審査に當り底曳の転換先を北洋開拓に振向ける旨公表しながら審査の最終段階に至つて部長はそのようなことは考えていないかの如き発言もなされ関係者は不安を感じていて、トン数補充についても同様不安なものがある、(5)以上よりも一步視野を開いて再検討すべきであつて本案全体に対し反対する旨、川村委員（社）より、(1)漁業権漁業たる共同漁業権の中に許可漁業である底曳船が入会操業することは本来ならば妥当でなく底曳船はすべて共同漁業権外に出すべきものとと思うが底曳漁業も本道における中小企業であり、これが育成強化は本道行政として当然考慮しなければならない、(2)以上の觀点より一応道案によりすすむべきものと思うが太平洋西部海域における底曳の実情と当該海域は本州底曳船の入会海区でもある事情から当初提出された井野委員（社）の動議のとおり決定することが望ましい、しかし全会一致の線は難しいことと最終的に許可権限は中央にある等種々の事情を考え井野委員（社）の訂正した動議に賛成する旨、阿部委員（自民）より、(1)井野委員（社）の動議に賛意を表するが、しかしその意見を申し添える、(2)総合対策案の提示方法は直接利害關係を有する底曳業者の意見を聽する機会を与へず一方的に押し付けるが如き態度のあつたことは輕挙であつた、(3)禁止区域線の設定については単に機械的画一的引き方でなく各地域の特殊事情を加味して明確でなく従つて業者の納得の行く政策のもとに禁止区域を提示することが望ましい、(5)以上の点を考慮し今後の行政措置に遺憾なきを期されることを望む旨、沖野委員（自民）より、(1)底曳の新漁場は理想としては良いが採算制、安全操業等からみて困難なものを見受けられる所から道案による禁止区域では競合侵犯等の可能性が

多分にあり又沿岸の毛がには枯渇し、にしんに対する依存度も薄らいでいる等の事情から次の事項を考慮すべきものと考える、すなわち利礼兩島の禁止区域を周囲十海里に拡大すること及び宗谷郡宗谷岬より枝幸郡音標岬に至る海区は毛がにの共同漁業権の線まで禁止区域を拡大すること並びに手壳焼尻両島についても周囲十海里に拡大すること、(2)以上井野委員(社)の動議に一部反対し他の事項は賛成する旨の見解が述べられた後一旦休憩、再開後沖野委員(自民)より、私の只今の発言中反対という字句は不満の意であり、井野委員(社)の動議に賛成するものである旨の発言があり、ついで松平委員(自民)より、底曳沿岸両業者の競合を避けるため現段階としてはやむを得ない所であり、原案に賛成する旨の見解が述べられた後起立による採決に入り、採決の結果起立者多数にて本動議は可決された。

## 文教林務委員会

○五月十五日 午後一時十一分、第三委員室において開議、午後二時四十八分散会、委員長 中野定敏 (社)

請願、陳情の審査

- 第三九七号 室蘭栄高等学校校舎移転改築の件 (採択)  
○第三九八号 高等学校定時制専任教員充足の件 (採択)  
○第三九九号 道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件 (保留)  
○第四〇〇号 準要保護児童の学校給食パン代補助費確保の件

- 第四一二号 留萌市に小学校新設の件 (採択)  
○第四二〇号 札幌市に総合博物館設置の件 (保留)  
○第四二四号 道立養護学校設立の件 (採択)  
陳情  
○第六九一号 芽室高等学校道立移管促進の件 (採択)  
○第六九三号 養護教員定員配置の件 (採択)  
○第六九四号 留萌市に水産高等学校設置の件 (不採択)  
○第六九五号 天塩高等学校に農業課程設置の件 (保留)  
○第六九七号 移動図書館事業拡充強化の件 (採択)  
○第七〇九号 北海道給食会に対し学校給食貸付金貸付の件 (採択)

- 第七一一号 富良野高等学校屋内運動場改築の件 (採択)  
○第七一六号 北海道立養護教諭養成所校舎新築の件 (採択)  
○第四六三号 道立特殊学校新設及び特殊学級増設の件 (採択)  
第一班 (網走、十勝各支庁管内)

- 派遣期間 六月三日より八日まで六日間  
派遣委員 委員長及び福島副委員長(自民) 安達(無)五藤(社)  
高橋(辰)(社) 各委員  
第二班 (釧路、根室各支庁管内)  
派遣期間 六月三日より八日まで六日間  
派遣委員 二瓶(協ク) 佐野(社) 西川(自民) 大沢(自民)

岩本（自民）各委員

② 次に教育長より、べき地教育振興の推進方法について説明を聴取の後、福島副委員長（自民）より、市町村立高等学校を道立に移管の際土地の寄付採納をしなければならないが、その場合の登記料を市町村が負担するのかどうかについて、佐野委員（社）より、屋内体育操場建築の場合組立式のものは使用できないと報じられているがその点について、また中標津高校の改築に関連して耐用年数が浅いのに改築の要請をしてきているが移管當時そのようなことが考慮されなかつたものかどうか、また同校は道で改築しなければならぬものかどうかについてそれぞれ質疑、学校管理課長、財務課長補佐より答弁、教育長より、教育委員会の機構改革に対する構想について説明を聴取した。

○五月十六日 午前十一時十二分、第三委員室において開議、午後三時四十三分解散会、委員長 中野定敏（社）

### 一般議事

① 福島副委員長（自民）より、造林及び林道補助事業の起債問題に関する中央折衝の経過について報告の後、林務部次長より、道単事業及び補助事業の起債枠獲得の折衝状況について説明を聴取、福島副委員長（自民）より、道内の造林状況をみると三分の二の苗木しか処理できず残り三分の一は焼却しなければならない状況であり、是非とも起債の獲保措置を講ぜられたい旨の要請があり、林務部次長より答弁、佐野委員（社）より、このような緊急な問題について今まで委員会の開会が延びた理由について質疑、委員長、福島副委員長（自民）より応答、次に大沢委員（自民）より、道単の造林補助については、次期議会で予算化すると知事は答弁しているがこれはその財源となる起債の許可を早くとるということか、また造林補

助事業に対する起債許可の見通し等について、西川委員（自民）より、今年の起債要求額はいくら考えているかということについて、二瓶委員（協ク）より、金額にメドをつけないで中央折衝することは好ましくない旨、また財政当局が国に要請している起債額についてそれぞれ質疑及び意見があり、林務部次長より答弁。次に造林及び林道補助事業の起債問題についての中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、派遣期日については委員長一任とすることに決した。

② 次に林野、開拓両行政の調整に関する問題について森林企画課長より説明を聴取、福島副委員長（自民）より、開拓不用地返還の場合旧所有者が死亡しているときの措置について、二瓶委員（協ク）より、青木の山を持つている人が一部は返還されたがまだ残りの山に青木が沢山成育している場合、林相の調査について道は協力してくれるかどうかについて質疑、森林企画課長より答弁、以上の調整問題については、文教林務、農地開拓小委員会にその対策をまかせることについて諮り、異議なくそのことに決した。

③ 次に林務部所管の道立公園視察日程の内容について林政課公園係長より説明を聴取、視察時期については次期議会終了後実施することとした。

## 特別委員会

### 総合開発調査特別委員会

○五月四日 午前十時四十分、第一委員室において開議、午後零時十分

散会、委員長 岩田留吉（自民）

- (1) 二瓶委員（協ク）より、寒地農業確立に関する中央折衝の経過について、塚田委員（社）より、未開発地文化厚生事業促進に関する中央折衝の経過について、岩本委員（自民）より、青函ずい道建設促進に関する中央折衝の経過についてそれぞれ報告書によつて報告の後、井口委員（社）より、開発審議会文化厚生労働小委員会五人委員の活動状況について、大石委員（社）より、未開発地の定義に関する資料の出所について質疑、委員長、塚田委員（社）、開発調査課長より応答。

- (2) 次に委員長より、青函ずい道建設促進に関する中央折衝の経済について補足報告があつて後、五月八日開催される開発審議会治水電力小委員会に議題となる電源開発株式会社卸売電力料金の問題について同会社が独立採算制の建前から北電と新料金を契約することになつております、その場合相当高い料金で契約される状況にある旨を述べ、同委員会にオヴァーバーを派遣することについて意見を求め、林委員（自民）より、産業開発上電源を開発することはよいが適正な料金はどうあるべきかという問題についてなお調査する必要があり、電源開発株式会社と北電との間で契約される電力の料金の額決

定のあつせんに入ることは差控えるべきである旨、また井口委員（社）より、深入りすると会社の内容まで入ることになるのでこれをつけ、一応審議会の模様を知る必要があるのでその点について派遣する必要がある旨それぞれ意見があり、委員長より、商工委員会とも相談の上両方よりオヴァーバーを派遣し、今後どの委員会で取り上げるか決めた旨を述べ、(1)五月八日の開発審議会治水電力小委員会、(2)五月九日の開発審議会文化厚生労働小委員会、(3)寒地農業確立のための打合せ会（道選出国會議員、道議会、道、市町村代表、農業者代表）に対する上京委員の派遣について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員については、委員長一任とすることに決し、次のとおり決定した。

- (1) 太田（社）、堀田（自民）、林（自民）各委員  
(2) 塚田委員（社）  
(3) 泉谷委員（自民）



## 北海道東北六県議会事務局長会



○五月九日 岩手県において開催、第十二回北海道東北六県議会議長会の運営並びに第三十六回全国都道府県議會議長会定例会開催要領について種々協議を行い、その他議員報酬の増額等議会運営の諸問題について協議懇談した。

### 全国都道府県議會議長会

### 北海道東北六県議會議長会

○五月一日 東京都議会第三委員会室において正副会長会を開催、明二日開催の臨時会における付議事項について協議した。

○五月二日 東京都議会第三委員会室において臨時会を開催、まず京都府議會議長より、地方制度調査委員会並びに地方財政確立対策協議会の現況について、報告があり、ついで次の諸事項を協議した。

- 一 都道府県議會議員の選挙区調整問題に関する公職選挙法の改正方
- にに関する要望について
- 一 地方交付税税率の引上げに関する要望について
- 一 公債費対策要望について
- 一 本会規則の一部改正について
- 一 その他の

○五月十日 岩手県において開催、まず前回における会議決定事項の処理について山形県議會議長より報告、ついで協議に入り、次の諸事項を協議、強く関係方面に要望することに決定した。

- 一 農林省奥羽種畜場青森分場を独立機関に昇格させることについて
- 一 未墾地買収対価と売渡代金の調整方について
- 一 日本政府、ソ連政府間にソ連北洋漁場、シベリア産業開発への「労務協定」締結促進について
- 一 東北開発関係法案の成立促進について
- 一 保健所費国庫負担額の増額について
- 一 結核予防法に基く医療費の国庫補助率引上げについて
- 一 公債費対策と地方交付税率引上げについて
- 一 金融公庫の貸付資金量の増額について
- 一 積雪地における冬期間の交通確保について
- 一 地方財政再建促進特別措置法第十七条に基く政令に規定する事業に林道開発事業を追加指定方について

- 一 国民健康保険療養給付費国庫補助金補助率の引上げについて
- 一 地方交付税算定の寒冷補正の引上げ拡充及び後進地帯の開発促進要素の強化について
- 一 東北・北海道における新市町村の建設促進について
- 一 東北・北海道の鉄道輸送の強化促進について
- 一 北海道・青森県海底トンネル着工促進について
- ついで北海道提出の第三十六回全国都道府県議会議長会定例会開催準備について懇談した。

## 九都道府県議会議長会

### ○五月二十一日

北海道において開催、地元北海道議会議長挨拶の後議事に入り、前回における会議決定事項の処理について広島県議会副議長より、報告があつた後協議に入り、次の諸事項を協議、関係方面に要望することに決定した。

- 一 原水爆の禁止に関する要望について
- 一 日中貿易促進に関する要望について
- 一 結核予防法に基く医療費の国庫補助率の引上げについて
- 一 労働金庫に対し政府資金導入について
- 一 海難事故防止のための監督強化と犠牲者に対する補償についてついて次の事項を懇談した。
- 一 国家公務員の給与改正に伴う議員報酬の増額動向について
- 一 議会招集地居住の議員に対する議会又は委員会出席者に対する費用弁償の実情について



## 地方自治法第九十二条の二の適用解釈について

(昭三二、二、一一自丁行発第二八号  
京都モーターボート競走会理事長宛 行政課長問答)



問 社団法人東京都モーターボート競走会は次の如く、

A 東京都を施行者として江戸川競艇場において年十二回

B 府中市を施行者として大森競艇場において年十二回

C 青梅市を施行者として多摩川競艇場において年十二回

### 地方行政疑義問答集

議員の請負人等になることの禁止

(昭三二、二、一一自丁行発第二七号)  
(東京都議会議会局長宛 行政課長回答)

問 法第九十二条の二の規定に反して、議員が請負契約を結んだとき、

一 当該請負契約は有効である。

二 議員は当然その職を失う。

三 の場合その認定と手続は、法第一二七条を準用する。

答 一 お見込みのとおりと解する。

二 お見込みのとおりと解する。

三 準用されない。

答 「主として」とは当該競走会の実施回数のみでなく、施行者から交付される金額の多寡によつて判断すべきものであるから設問の監事については、当該議員の所属する地方公共団体からの交付金額が競走会の主要部分をしめる場合には該当するものと解する。

この場合その認定と手続は、法第一二七条を準用する。  
として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者支配人及び清算人たることができない」の範囲に含まれないものと認められ乙某の監事の身分については何等支障ないものと考えられるかどうか。なお、右の場合法文の解釈において「主として同一の行為」とは業務量の多寡によつて決定すべきであつてその業務から得る収入の多寡は考慮する必要はないかどうか。

答 「主として」とは当該競走会の実施回数のみでなく、施行者から交付される金額の多寡によつて判断すべきものであるから設問の監事については、当該議員の所属する地方公共団体からの交付金額が競走会の主要部分をしめる場合には該当するものと解する。

## 議長が請願の紹介議員となることについて

(昭三二、五、一四、自丁行発第六七号)  
和歌山県総務部長宛 行政課長回答)

### 問一

議長が議員として請願の紹介議員となることは、請願に対し賛意を表したものであつて議長の表决と見られ、議会運営上支障あるやに認められる。議会に詣つて紹介議員を取消すことが妥当と思われるがどうか。

### 二 この場合この請願を審議するに当たり、紹介議員でない副議長と議長席を交替すれば何等支障ないものと思われるがどうか。

### 答一

議長が請願の紹介をすることはさしつかえない。

### 二 一により承知されたい。



# 図書室だより

図書月報二号

予算は正しく使われたか

一九五七年

会計検査院

百貨店販売統計年報

一九五六年

通産省

20

各官庁・その他よりの

受贈図書

農業情報四八号

同

林野土壤調査報告八号

同

林業試験場研究報告九四、九五号

同

水産時報三号

同

農林図書資料月報三号

同

北海道農業試験場彙報七二号

同

森林防疫ニュース一、二号

同

林業新知識四一号

同

水源地の流出機構

同

農林図書資料目録二号

同

国会図書館公報一、二号

同

洋書速報二三号

同

厚生広報六号

同

資料月報一五号

同

厚生二二月号

同

食生活改善協議会報告書三〇、三一

同

機械統計月報二、三月号

同

紙・パルプ統計月報二、三月号

同

織維統計月報二、三月号

同

石炭需給統計月報三月号

同

コーキス統計月報三月号

同

機械統計月報二、三月号

同

非鉄金属等需給統計月報二月号

同

化学工業統計月報三月号

同

石油統計月報

同

公益事業週報三〇一、三〇五号

同

海上保安統計年報七卷

同

海上保安庁公報一二二号

同

図書館だより二号

同

調査時報一六号

同

施設業務研究八五号

同

週刊労働五九四、五九五号

同

毎月勤労統計調査結果表(地方)六九号

同

海外通信だより一七、一八号

同

大坂郵政月報一七三月号

同

簡保みちのく一三九、一四〇号

同

英文郵政業務概要一九五五年

同

道立農業研究所企画本部

同

道労働部

同

岩手県事務局

同

神奈川県議会時報No.8

同

岩手県財政報告書第一八回

同

原子力関係資料集

同

北海道農業経済調査報告書昭和三二年春季斗争状況

同

同

同

道労働部

同

## 図書室だより

図書月報二号

予算は正しく使われたか

一九五七年

会計検査院

百貨店販売統計年報一九五六年

同月報三月号

通産省

商業動態統計季報一〇一、一二号

同

資料だより五八号

同

出荷在庫統計速報三月号

同

生産在庫統計速報二、三月号

同

日用品統計月報三月号

同

通産統計月報二、三月号

同

建材統計月報三月号

同

ゴム統計月報三月号

同

織維統計月報二、三月号

同

石炭需給統計月報三月号

同

コード統計月報三月号

同

紙・パルプ統計月報二、三月号

同

鉄鋼統計月報三月号

同

機械統計月報二、三月号

同

織維統計月報二、三月号

同

石油統計月報三月号

同

公益事業週報三〇一、三〇五号

同

非鉄金属等需給統計月報二月号

同

化学工業統計月報三月号

同

石油統計月報三月号

同

海上保安統計年報七卷

同

海上保安庁公報一二二号

同

図書館だより二号

同

調査時報一六号

同

施設業務研究八五号

同

週刊労働五九四、五九五号

同

毎月勤労統計調査結果表(地方)六九号

同

道立農業研究所企画本部

同

道労働部

同

岩手県事務局

同

神奈川県議会時報No.8

同

札幌市統計書

札幌市勢要覧

北海道統計書

労働市場年報 三年

北海道総合開発と室蘭航路の開設について

北海道開発行政機構の変遷

日本政府の原水爆実験禁止について

の答書に対するソ連の回答

ソ連は核兵器の実験をやめるこ

とを提案している。

ソ連最高会議における原子、水

素兵器の実験禁止問題

市町村における新生活建設の現況

札幌市  
同

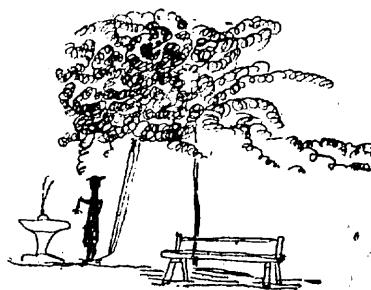
道総務部  
文書統計課

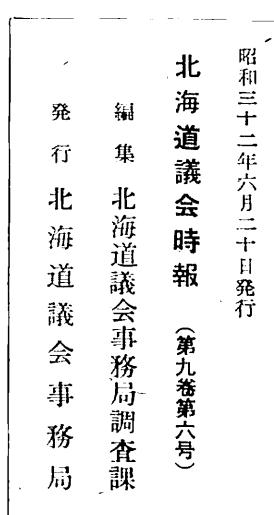
道労働部  
職業安定課

室蘭市長  
同

道総務部  
駐日ソヴィエト大使館

同  
道総務部道民課





## 五 月 の メ モ

- 道の香港貿易事務所開設。
- 第二十八回メーデー戦後最大と報ぜらる。
- 米、核実験を中止せずと日本政府の申し入れを拒否。
- 農林省、農地買収には補償せず、買収対価も正当との方針を再確認。
- NATO理事会閉会、共同コミュニケ発表。
- 門脇駐ソ大使漁船帰国制でソ連に抗議。
- 日本国際見本市開かる。(十九日閉幕)
- チンコム(対中共輸出調整委員会)開かる。(パリー)
- ブラック世銀総裁来日。
- イタリア内閣総辞職。
- ソ連最高会議開く。
- 日銀公定歩合引上げ。(二銭三厘)
- 札幌地裁白鳥事件に判決。
- 薄野繁華街焼く。
- ソ連最高会議開復、議定書の批准書交換。
- チエツコと国交回復、議定書の批准書交換。
- 日中漁業協定一年間再延長。
- 相撲協会理事会、検査長制度取りやめ、マス席開放等を決定。
- 日米原子力協定第二号細目協定正式調印。(ワシントン)
- 公労協の春闘処分発表(国鉄二十三名を解雇、総数九百五十六名)
- 上川郡下川町大火、百二十五戸を全焼。
- 裁定関係補正予算成立。
- ボーランドと貿易仲裁協定成立。
- 引揚三團体、中共からの一時帰國者五百四十八名の名簿を発表。
- 英スエズ運河通航再開を発表。
- 英、水爆実験強行。(クリスマス島)
- 米、日本政府のネバダ実験延期要請を拒否。
- 労相不信任案否決。
- 核実験禁止日ソの覚書発表。
- 英、水爆実験強行。(クリスマス島)
- 西駐英大使、クリスマス島実験で抗議覚書を英政府に手交す、ノーブル英務相、水爆実験続行と即答。
- 内閣不信任案否決。
- 青函隧道促進決議案可決。(衆議院)
- 前橋地檢、相馬ヶ原事件の米兵を起訴。
- 第二十六通常国会閉会。
- 首相、東南アジアへ出発。
- 石井氏を副総理、臨時首相代理、外相代理に指名。
- 自衛隊ジェット機二機墜落。(千歳附近)
- ソ連経済使節団來道。
- 仏内閣総辞職。
- ソ連核実験禁止覚書に回答、從来の態度変えず。
- 北見地方で河川氾濫。(浸水二百二十二戸)
- インド下院核実験禁止法案を全会一致で可決。
- 米国務省対ソ覚書で「ハボマイ、シャコタンを日本に返還せよ」と主張。
- 鹿島開発局長官來道。
- 射殺米軍人の無罪を怒り中国人暴徒米大使館を襲う。(台北)
- 第十六次中国帰国船輿安丸舞鶴に入港。(千四百八十六名)
- 第一回東北、北海道対抗剣道大会札幌市で行われる。(東北優勝)
- 日本、パキスタン文化協定調印。(カラチ)
- 松浦労相、ILLO(国際労働機構)総会に出発。
- 米、原爆実験を決行(ネバダ実験場)
- 経済企画庁三十一年の国民所得七兆四千億、昨年の一二%増と閣議に報告。
- 北海道開発局次長に池田一男氏、開発局長に小川謙二氏発令。
- ソ連、ソ連監視船の沿海州出漁船退去命令事件の日本側抗議に回答。
- 英、中共禁輸を緩和。
- 金丸総務部長オランダへ出発。(六月四日東京発)
- 五月中の不渡手形戦後最高を記録。